

# ホワイトキャッスル平針町内会 会則

## 第1条（所属及び目的）

この会は、平針北学区に属し、区政および学区の指針に基づく諸活動を運営し、会員住民の良好な住環境の向上を図る。

## 第2条（名称及び事務所）

この会は、「ホワイトキャッスル平針町内会」と称し、事務所を会長宅に置く。

## 第3条（組 織）

1. この会は、前条の目的に賛同する集合住宅ホワイトキャッスル平針Ⅰ・Ⅱ・Ⅲ・Ⅴおよび隣接する戸建住宅に居住する住民を以って会員とする。
2. この会は17組の居住ブロックに編成して運営する。

## 第4条（事 業）

この会は、平針北学区町内会連合会及び連絡協議会の活動指針に基づき、区政に関する広報・防犯・防災・環境美化・交通安全・青少年育成・福祉等の諸活動を行なうと共に、親睦を目的とする各種行事に参画する。

## 第5条（役 員）

この会には次の役員を置く。

- |        |                    |
|--------|--------------------|
| (1) 会長 | 1名（通常、区政協力委員を兼務する） |
| (2) 会計 | 1名                 |
| (3) 組長 | 17名                |
| (4) 監査 | 1名                 |

## 第6条（役員の選出及び任期）

1. 会長は、会員の推薦或いは互選により決定する。任期は2年とし、再任を妨げない。
2. 会計は、会長の指名による。但し会長が兼任してもよい。任期は2年とする。
3. 会計監査は、組長の推薦或いは互選による。任期は2年とする。
4. 組長は、17組の居住ブロックから1名ずつ17名をブロック内の合意により持ち回りで選任する。任期は1年とする。

## 第7条（役員会）

1. 役員会は、任意に会長が召集し、この会の運営に関する重要事項を協議決定することができる。通常その必要がないと判断した場合は文書等で代行できる。
2. 会員及び役員多数の要請がある場合は、会長は役員会を開催する。
3. 平針北学区からの通達事項は、各組長を通じて会員に周知する。また必要に応じて掲示板等に公示する。

## 第8条（会費）

1. 会費は、学区費・町費併せて在住月あたり月額 200 円を徴収し、うち 50 円を町費として、この会の会費とする。
2. 会費は町内会連合会規約に則り年一括徴収とする。
3. 会員の、転出後の不在期間にかかる徴収済み会費は返却する。

## 第9条（経費）

この会の経費は、町費その他の収入を以ってこれに充てる。

## 第10条（会計事務）

1. この会の会計年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。
2. 年度末に会計は会計報告書を作成し、会計監査の認証を得て会員に告知する。

## 第11条（慶弔）

1. 会員及び同居する親族が死亡した場合は、香典として5千円を給付する。
2. 次の場合は、会長の判断でその都度給付する。
  - (1) 会員に、社会的に名誉ある功労・業績があった場合。
  - (2) この会に関係する諸団体の要人に弔事があった場合。

## 第12条（関連事項）

この会は、原一丁目に所在するので、原一丁目-1・原一丁目-2・原一丁目-3の各町内会の合同協議事項に、特別な事情のない限り同意し、参画する。

## 〈付 則〉

- (1) 居住者の管理にあたっては、個人情報保護法に抵触しないよう留意する。
- (2) この会則は、平成18年4月1日から施行する。
- (3) 平成24年4月1日 一部改定